

○金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の不正使用に係る 調査等に関する取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢学院大学および金沢学院短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 この規則において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規則において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

4 この規則において「最高管理責任者」および「統括管理責任者」とは金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程（以下「公的研究費の取扱い規程」という。）に定めるとおりとする。

(不正使用に関する通報)

第3条 公的研究費の取扱い規程により通報窓口は、コンプライアンス室に置く。

2 不正使用（不正使用の疑いを含む。以下この条から第7条までにおいて同じ。）があると思料する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

3 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の態様及び内容が明示さ

れ、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(報告等)

第4条 通報窓口は、不正使用等に関する通報及び情報提供を受けた場合、統括管理責任者を通して最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたときは、関連する部局等の長又は部局等の長に代わる者（以下「部局長等」という。）に予備調査を行わせることができるものとする。

3 関連する部局長等は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を公的研究費の配分機関に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、前条第5項において調査の実施を決定したときは、不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査しなければならない。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事のうちから最高管理責任者が指名する者

(2) 最高管理責任者が指名する教員若干名

(3) 事務部門の部（室）長及び課長のうちから最高管理責任者が指名する者若干名

(4) 学外の弁護士又は公認会計士等若干名（本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者）

(5) その他最高管理責任者が必要と認めた者若干名

3 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

(守秘義務)

第6条 調査委員会の構成員その他本規則に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に
関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第7条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不
正使用の相当額等について調査するものとする。

2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について公的研究費の
配分機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 調査委員会は、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し、関係資料の
提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4 調査委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

5 調査委員会は、必要に応じて、対象研究者等に対し調査対象制度の公的研究費の使用停止を
命ずることができる。

6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかな
る不利益な取扱いも受けない。

7 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究者等その他当該調査に協力し
た者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第8条 対象研究者等は、調査委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をして
はならない。退職後においても同様とする。

(意見聴取)

第9条 調査委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内
容を通知し、意見を求めるものとする。

2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から 30 日以内に委員会に意見を提出することが
できるものとする。この場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見が
ない旨の申し出があったときは、調査委員会は、30 日を経過する前であっても次条に規定す

る裁定を行うことができる。

(裁定)

第10条 調査委員会は、調査の結果に基づき、不正使用の有無について裁定を行い、最高管理責任者が対象研究者等に対し、調査結果（裁定を含む。以下同じ。）を通知するものとする。

(異議申立て)

第11条 対象研究者等は、前条の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、調査委員会において再調査を実施することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。

3 最高管理責任者は、再調査結果に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を異議申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。

4 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。

5 異議申立てをした者は、本条第3項又は第4項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第12条 最高管理責任者は、第10条による調査結果の通知後、対象研究者等から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、又は異議申立てに対し、前条第3項若しくは第4項の決定が行われたときは、速やかに最終報告書を作成しなければならない。

(措置)

第13条 最高管理責任者は、前条による最終報告書に基づき、その調査結果を通報者、対象研究者等、関連する部局長等に通知するとともに、公的研究費の配分機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には

速やかに認定し、公的研究費の配分機関へ報告しなければならない。

- 3 前2項のほか、公的研究費の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該公的研究費の配分機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。
- 5 前条による報告に基づき、不正使用が認められたときは、第5条第2項第4号に対する報酬料金を対象研究者等が支払うものとする。
- 6 不正使用の内容が私的流用等、悪質性が高い場合は、必要に応じて懲戒処分及び法的措置を講ずるものとする。
- 7 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中でであっても中間報告として公表することができるものとする。

(調査委員会の事務)

第15条 調査委員会に関する事務は、関係部局等の協力を得て、コンプライアンス室で行う。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から適用する。